

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 国税 13（法人税：義・所得税：外）
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】（法人税・所得税） 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度（取得価額 500 万円超、機械・装置：普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の 48%）の適用期間を 1 年延長する。
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超） 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超） 平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 18 年度 適用期限の 1 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外） 平成 25 年度 適用期限の 1 年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ（2,000 万円超→500 万円以上）
6	適用又は延長期間	1 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土か

			<p>ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>25年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上 (平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数)</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		② 減収額	<p>国税 18百万円</p> <p>※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値</p> <p>計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率</p> <p>※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔離された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税には関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)